



事務所ニュース5月号を発刊しました

算定基礎届

—健康保険・厚生年金保険—

市・県民税（令和8年度）の通知書

特定技能人材雇用事業補助金

—宮崎市—

中小企業の時間外労働の上限時間の規制

—限度時間原則—

給与台帳・個人明細のデジタル化！

記録の保管は5年（当分の間3年）です。
かさばる給与台帳の保管をペーパーレスに！個人の給与明細はご自分のパソコン・スマートフォンで確認できます。
便利で簡単！！



5月

3日（祝・日）憲法記念日
4日（祝・月）みどりの日
5日（祝・火）こどもの日
6日（祝・水）振替休日

